

2022年7月8日
 マネックスSP信託株式会社

「たくす株」信託約款等の改定について

2022年7月8日（金）より、「たくす株」信託約款及び用語集（以下「信託約款等」といいます。）を改定します。

改定後の内容は、2022年7月8日（金）以降、新規にたくす株をご契約いただくお客様、及び既にたくす株をご利用されているお客様へ適用されます。

■目的

たくす株の利便性を高めるべく、帰属権利者（信託財産の受取人）の要件を拡大します。詳細は当社ホームページ (<https://www.monetrust.co.jp/service/trust-stock>) もご確認下さい。

「たくす株」信託約款等 新旧対照表

（下線部変更。なお、内容の変更を伴わない軽微な表記修正は記載省略。）

新（改定後）	旧（現行）
用語集	
<p>② 「帰属権利者」とは、委託者兼受益者が死亡したことを受託者が認めたことにより、本信託が終了した場合に限り、受託者より信託財産を交付される人で、次の(i)又は(ii)（以下「帰属権利者要件」といいます。）のいずれかに該当する一人を指定します。</p> <p>(i) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の配偶者若しくは四親等以内の血族又は姻族</p> <p>(ii) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき人）のうち、受託者が指定する人（受託者は、当該推定相続人が、未成年者、被成年後見人、被保佐人又は被補助人である場合には、当該推定相続人以外の人を指定することができます。）の全てから、帰属権利者に就任することに対する同意を得た自然人又は法人</p>	<p>② 「帰属権利者」とは、委託者兼受益者が死亡したことを受託者が認めたことにより、本信託が終了した場合に限り、受託者より信託財産を交付される人で、次の(i)又は(ii)（以下「帰属権利者要件」といいます。）のいずれかに該当する一人を指定します。</p> <p>(i) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の配偶者若しくは四親等以内の血族又は姻族</p> <p>(ii) 本関連契約締結日時点における委託者兼受益者の推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき人）のうち、受託者が指定する人（受託者は、当該推定相続人が、未成年者、被成年後見人、被保佐人又は被補助人である場合には、当該推定相続人以外の人を指定することができます。）の全てから、帰属権利者に就任することに対する同意を得た人</p>

<p>3. 信託契約期間中に受益者が死亡した場合には、当然に受益権は消滅し、これと同時に帰属権利者が受託者より<u>第39条第4項第4号に定める清算後の信託財産の全ての交付を受ける権利を得ます。</u></p>	<p>3. 信託契約期間中に受益者が死亡した場合には、当然に受益権は消滅し、これと同時に帰属権利者が受託者より信託財産の全ての交付を受けます。</p>
<p>第34条（信託株式等の交付）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 受託者は、前項に基づく指図を受けた後、受託者が認め、かつ、第35条第4項に係る信託報酬を受け入れた場合には、信託株式等を、委託者兼受益者がマネックス証券株式会社に有する同人名義の証券総合取引口座に交付します。</p> <p>3及び4. （略）</p>	<p>第34条（信託株式等の交付）</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 受託者は、前項に基づく指図を受けた後、受託者が認め、かつ、第35条第1項に係る信託報酬を受け入れた場合には、信託株式等を、委託者兼受益者がマネックス証券株式会社に有する同人名義の証券総合取引口座に交付します。</p> <p>3及び4. （略）</p>
<p>第37条（受託者からの解除）</p> <p>1. 受託者は、次の各号に定める事由が生じた場合には、本関連契約を解除することができます。</p> <p>①及び② （略）</p> <p>③ <u>帰属権利者が死亡した、若しくは法人である帰属権利者に解散の決議、定款等に定めた解散事由の発生又は破産手続の開始その他法人の解散事由が発生した場合</u></p> <p>④ （略）</p> <p>2及び4. （略）</p>	<p>第37条（受託者からの解除）</p> <p>1. 受託者は、次の各号に定める事由が生じた場合には、本関連契約を解除することができます。</p> <p>①及び② （略）</p> <p>③ 帰属権利者が死亡した場合</p> <p>④ （略）</p> <p>2及び4. （略）</p>
<p>第40条（信託終了後の管理の継続）</p> <p>信託が終了した場合において信託財産が存在するときは、受益者又は<u>帰属権利者</u>が本約款の定めるところに従い、信託財産の全部を受領するまでの間は、受託者は、本約款の本旨に従い、信託財産の管理を継続します。</p>	<p>第40条（信託終了後の管理の継続）</p> <p>信託が終了した場合において信託財産が存在するときは、受益者が本約款の定めるところに従い、信託財産の全部を受領するまでの間は、受託者は、本約款の本旨に従い、信託財産の管理を継続します。</p>

以上

【お問合せ先】
 マネックスSP信託株式会社
 お客様ダイヤル 電話 0120-146-569（通話料無料）
 受付時間：平日 9:00～17:00